平成２５年（フ）第１９８号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地　10―103
債務者　駒形　安大
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２００号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目28番29―205号
債務者　伊藤　正雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２７号
埼玉県東松山市御茶山町15番地５　あるゾウパレス御茶山町105
債務者　伊藤奈生樹
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３３号
埼玉県熊谷市下川上1374番地１
債務者　斎藤友紀子（旧姓稲瀬）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５９０号
札幌市白石区栄通12丁目３番10―102号
債務者　只野　　茂
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９６号
札幌市東区東苗穂５条２丁目１番18号　ルーベデンス52―102
債務者　皆川　美幸
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０号
群馬県高崎市吉井町吉井624番地３
債務者　新井　貴光
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４８号
相模原市中央区共和１丁目４番17号
債務者　渡邉　寿幸
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８７号
神奈川県相模原市南区下溝341番地
債務者　座間　碓夫
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０１号
相模原市中央区小山２丁目２番２号
債務者　三浦美知代
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１３号
相模原市中央区相模原７丁目８番３号　パステル相模原503
債務者　山本　雄幸
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９号
京都府亀岡市河原林町勝林島西垣内７番地
債務者　桂　久美子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第５号
京都府福知山市かしの木台５丁目75番地の５
債務者　髙林　美幸（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
大阪府羽曳野市向野１丁目４番７号
債務者　東郷　隆宏
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁321番地　ハイツ翠光園202号、前住所堺市西区津久野町２丁22番23号
債務者　中薗タクシーこと　中薗　良一
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
堺市西区津久野町３丁29番23―105号
債務者　渡邉　　昭
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
堺市東区野尻町146番地１　ウエダハイツ105号
債務者　藤岡あさみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
堺市北区北長尾町１丁５番13―803号、前住所兵庫県加古川市尾上町長田247番地の１　Ｍ’ｓ加古川208号
債務者　平野　和子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係